

あなたの山をお預かりいたします。

西粟倉村の森林構想

森林整備が始まりました！あなたも管理協定を結びませんか？

森林の間伐、作業道整備を村が行います。森林所有者のみなさまの費用負担は不要です。森林長期施業管理協定の締結にご協力ください。



西粟倉村が、先人から受け継いできた大切な森林（自然）を、世代を超えて守り育てていくことを目指す『100年の森構想』の中心となる協定です。

この協定は、森林所有者のみなさんの森林を、お預かりし、とりまとめ、村の予算で効率的な森林整備を行い、10年間を一区切りとして長期に

管理していくものです。

約50年前に子や孫のために植えられた木と植えた人々の想いを大切にし、これから50年の間は村が中心となって木を守り育て、立派な百年の森林を育てることとしました。美しい森林を守り、限りある自然の恵みを大切な人たちと分かち合える上質な田舎づくりにご協力ください。

森林整備(間伐)の状況

現在は、長尾地区内の佐渕団地の間伐施業を行っています。間伐の遅れている箇所の状況は、やはり日照不足のため成長が遅れています。細いまま1本当たりの材積が少なくなっています。また、地面に下草がなく土砂が流出しやすくなったり、鹿の食害も進んでいます。森林組合が撮影した佐渕団地での施業の様子をご覧ください。

間伐施業前の山



佐渕団地内の烏越大成ルの山林の状況です！
かなりの密植となっており、細いままのヒノキ
が
数多く見かけられます。また、曲りの見られる
木
もかなりあります。

鹿による食害地



山林内では、このような光景がかなり見られます。鹿がスギ・ヒノキの樹皮を剥いて食べています。こうなると、樹皮を剥かれた箇所の内部が腐り、枯れていくため切り捨てるほかありません。しかも、まとまって食害を受けているので伐採後は大きな穴があいた状態となってしまいます。

間伐施業の様子（1）



間伐作業の様子です。このように1本1本をチェンソーで切り倒していきます。

間伐施業後の山



高性能林業機械を利用した集材



間伐施業の様子（2）



上段の写真「施業前の山（1）」の間伐が終わった後の状況です。林内の日照が改善され、かなり明るくなっています。この間伐を繰り返し“真の通ったまっすぐで丸い木を育てることができます。

少しでも搬出が可能と判断できれば、高性能林業機械を使って、山に切り捨てるだけでなく、搬出し販売いたします。少しでも山主さんへ利益がお返しできるよう作業を合理化しながら頑張っています。

間伐作業においても、FSC森林認証グループの山であることから、自然環境に配慮がされます。例えば、チェンソー油についても環境に優しい植物性オイルを使用しています。

集材後の木材の処分実験（1）



集材後の木材の処分実験（2）



集材後の木材の処分実験（3）



ここでは、山で枝払いや造材を行った残り（いわゆるボサ！）を谷筋に残さないため、実験的に自走式木材破碎機を利用してチップにする作業を実施してみました。山主さんより、切り捨て間伐した木や造材後の枝などが谷川に残されると大雨などの時に災害の原因となるため注意してほしいとの要望に応えるためデモ機をお借りして実施しました。

今回は、株式会社諸岡さんの自走式破碎機MC-2000を使用しています。このクラスの破碎機になると佐済団地で行った間伐によって倒された木の直径（30～40cm程度）なら全く問題なくチップにすることができます。グラップルで掴んで円筒型の部分に投入するだけでチップにすることができます。能力は1時間当たり15m³の木をチップにすることができます。

作業道の土砂流出防止に使えないか検討しましたが、チップが細やかなため、チップ自体が雨により流出することも考えられ、とりあえず山にまくことにしました。これにより、造材の残りが谷川に落ちて流れをせき止めることはなくなりました。また、間伐後の山は上の写真のとおり明るい山となっています。

森林管理協定の内容

契約対象の方	森林所有者のみなさま、村、森林組合の三者で契約します。村は森林所有者のみなさまから森林をお預かりし、施業は森林組合が行います。
契約期間	10年間の契約（初回のみ平成30年度末まで）とし、以後は更新することができます。
森林施業の内容	森林施行計画に基づいて、作業道を整備し、間伐等の施業を行います。（個別の詳しい施業内容については、森林所有者のみなさまへ事前にご連絡いたします。）
森林施業の費用と収益	<p>森林所有者のみなさまの費用負担は一切ありません。施業にかかる費用は、すべて村が負担します。</p> <p>木材を販売し、販売にかかる費用を賄った後の収益については、1/2を森林所有者のみなさまへお返しいたします。残り1/2は、村がこの「百年の森林構想」事業を進める財源とさせていただきます。</p>
FSC※の認証取得	正式名称【Forest Stewardship Council(森林管理協議会)】といい、自然環境への配慮、持続的に利用できる森林施業など、適切な森林管理がされていることを認証する国際認証の制度です。現在、村有林がこの認証を受けており、今後全村の森林での認証取得を行い、付加価値の高い木材の販売を目指します。また、認証取得には山林の境界の明確化も必要なため、みなさまの山林の今後の境界管理にもお役に立てます。
林産物・立木の取り扱い	森林所有者のみなさまは、山林内の木の実や山菜・薪などは採取することはできますが、立木の伐採、処分には事前に村の承諾が必要となります。（全伐は原則的にできません。）また、売買等により所有権がかわってもこの協定の権利や義務は継承されます。
森林国営保険の加入	対象となる森林は、森林国営保険に加入します。掛金は収益が出た場合は、そこから支払われます。（森林所有者のみなさまの負担はありません。）
個人情報の保護	この契約で得た個人情報は森林所有者のみなさまの承諾を得ずに使用することはありません。
契約申込み方法	西粟倉村役場産業建設課山林係まで電話かE-Mail (nishisanken@vill.nishiawakura.lg.jp) でご相談ください。担当者よりご連絡の上、契約書など必要書類と現在の所有されている森林の状況をお伝えする施業提案書をご送付いたします。書類をご確認の上、契約書3部に記名と押印をしていただきご返送いただき、西粟倉村と美作森林組合が記名押印の上一部を送付いたしますので保管ください。
問い合わせ・申込み先	西粟倉村役場 産業建設課 山林係 TEL 0868-79-2111